

町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉<https://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土日祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
 (「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「野木エニスホール」を除く)

今月の納期 【固定資産税】第2期 【介護保険料】第1期
 【国民健康保険税】第1期 【後期高齢者医療保険料】第1期

マイナンバーカード 日曜交付のお知らせ(要予約)



㊦ 7月30日(日)9時～11時30分、13時～16時

【持参する物(必須)】

- ・本人確認書類(運転免許証等)
- ・カード交付の案内ハガキ
- ・通知カード

【持参する物(お持ちの方)】

- ・住民基本台帳カード

㊦ 上記QR読込または電話にて申込み
 問 住民課 ㊦(57)4126

国民健康保険税賦課限度額の見直しについて

平成30年4月から国民健康保険は都道府県と市町村の共同運営となり、財政運営の責任主体は都道府県が担うこととされました。

栃木県では、県内の保険税水準の統一に向けて検討を行っており、国民健康保険税の上限額となる賦課限度額を、令和10年度までに「地方税法施行令の一部を改正する政令で示される賦課限度額」に統一することとなりました。

令和5年度において、野木町の賦課限度額は政令で示される限度額を19万円下回っているため、令和6年度・令和8年度・令和10年度に賦課限度額の見直しを行い、段階的に格差の解消を進めていきます。

【見直しの目的】

高所得者層に応分の負担を求めることで、保険税負担の公平を図る。

【令和5年度賦課限度額の現状】

政令で示される賦課限度額	野木町の賦課限度額	差
104万円	85万円	19万円

【県内の状況】

104万円:6市町 102万円:15市町 その他:4市町
 問 住民課 ㊦(57)4136

子育て世帯生活支援 特別給付金のお知らせ



食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯の支援のため、国による給付金を支給します。

申請が必要な場合がありますので、詳細は町ホームページからご確認ください。

【ひとり親世帯分】

㊦ ①②③のいずれかに当てはまる方

(ひとり親世帯以外分の給付金を受給された方を除く)

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(公的年金等には、遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

【支給額】

児童1人当たり一律5万円

【ひとり親世帯以外分】

㊦ ①②のいずれかに当てはまる方

(ひとり親世帯分の給付金を受給された方を除く)

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(一部の障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等であって、令和5年度住民税均等割が非課税の方、または、令和5年1月1日以降の家計が食費等の物価高騰により急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

【支給額】

児童1人当たり一律5万円

問 住民課 ㊦(57)4141